

第 4 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成25年 4月19日(金) 午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 2 太田 義政・3 森 恒利・5 青木 正司・6 赤塚 薫  
7 伊藤 征一・9 大田 武士・10 奥山 勘五郎・13 丹羽 芳久  
14 前田 紀男・15 杉谷 正美・16 田中 茂人・20 中川 文博  
22 中林 長一・23 平井 秀次・43 後藤 勝・48 前川 正次

以上16名

欠席部会委員 1 池田 長義

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平副主幹  
芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 6 赤塚 薫・20 中川 文博

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

報告第7号 買受適格証明願(競売)について

報告第 8 号 時効取得による所有権の移転について

報告第 9 号 農業生産法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可）

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）

議案第 6 号 非農地証明願について

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

## 議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは第 4 回第 1 農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は 1 名で、出席は 16 名でございます。 それでは私のほうから、議事録署名者を指名させていただきます。6 番 赤塚委員、20 番 中川委員、それではよろしくお願いたします。 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。第 1 号から第 9 号まで、事務局から一括して報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案書の 1 ページから 3 ページのほうをご覧くださいようをお願いいたします。大変失礼ですが座って説明をさせていただきます。 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、でございます。 番号 1 から 10 まで、件数は 10 件、合計面積 29,742 m<sup>2</sup>で、すべてが田でございます。 これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。 次に 4 ページから 5 ページをお願いいたします。 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、でございます。 これらにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は 3 件、合計面積は 13,187 m<sup>2</sup>でございます。</p>

いずれの案件もあつせん等の希望はございません。

次に6ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1は、農業用倉庫用地、番号2は、事務所用地、番号3は、貸駐車場用地、番号4は、共同住宅用地、番号5は、一般個人住宅用地でございます。

以上件数は5件、合計面積は2,500㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1と4は、宅地分譲用地になります。

番号2と3及び6は、駐車場用地になります。

番号5は、貸資材置場用地になります。

番号7は、解体作業場及び事務所でございます。

以上件数は7件、合計面積は5,690㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1 店舗用地の1件で、面積は2,214㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1 共同住宅用地と駐車場用地の1件で、面積は395㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第7号 買受適格証明願（競売）についてでございます。

番号1は、津地方裁判所による担保不動産競売に参加するための買受適格証明でございます。

これにつきましては、共同住宅駐車場用地として取得しようとするもので、市街化区域内農地のため、農地法第5条第1項第6号の届出も同時に出されております。

以上件数は1件、合計面積は1,480㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第8号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、これにつきましては、昭和60年9月17日より、権利者であるが田畑として利用しており、20年間、所有の意思をもって平穩・公然に占有することによって、取得時効が完成していると判断されるものであります。

以上件数は1件、合計面積は4,587㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第9号 農業生産法人の定期報告について、でございます。

番号1、法人名 株式会社\_\_\_\_\_、主たる耕作物 花木、耕作面積 畑 3.6haになります。

番号2、法人名 有限会社\_\_\_\_\_、主たる耕作物 花苗、耕作面積 田 3.7haになります。

番号3、法人名 株式会社\_\_\_\_\_、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田 7.2haになります。

番号4、法人名 株式会社\_\_\_\_\_、主たる耕作物 ネギ、耕作面積 畑 6 h a になります。

番号5、法人名 株式会社\_\_\_\_\_、主たる耕作物 水稲、耕作面積 田 3 0 h a になります。

番号6、法人名 \_\_\_\_\_株式会社、主たる耕作物 茶、耕作面積 畑 5 . 4 h a になります。

番号7、法人名 農事組合法人\_\_\_\_\_、主たる耕作物 水稲、耕作面積 田 2 1 h a になります。

番号8、法人名 農事組合法人\_\_\_\_\_、主たる耕作物 水稲、耕作面積 田 6 2 . 8 h a 畑0 . 2 h a 合計6 3 h a になります。

番号9、法人名 有限会社\_\_\_\_\_、主たる耕作物 水稲、耕作面積 田 5 1 h a 畑0 . 0 3 h a 合計5 1 . 0 3 h a になります。

番号10、法人名 株式会社\_\_\_\_\_、主たる耕作物 野菜、耕作面積 田 2 2 . 5 h a 畑0 . 7 h a 合計2 3 . 2 h a です。

番号11、法人名 \_\_\_\_\_農事組合法人、主たる耕作物 野菜、耕作面積 田1 0 . 1 h a 畑1 8 . 7 h a 採草放牧地7 . 6 h a 合計3 6 . 4 h a になります。

番号12、法人名 株式会社\_\_\_\_\_、主たる耕作物 水稲、耕作面積 田 7 0 h a になります。

番号13、法人名 株式会社\_\_\_\_\_、主たる耕作物 苗木、耕作面積 畑 4 . 5 h a になります。

番号14、法人名 有限会社\_\_\_\_\_、主たる耕作物 いちご、耕作面積 畑2 0 h a になります。

以上件数は14件で、いずれの案件も、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしているものと判断されます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東、受人 \_\_\_\_\_、面積12,472.36㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積2,456㎡、申請地 渋見町大坪\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積282㎡です。

これにつきましては、受人は労働力不足の渡人から申請地を譲り受け営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 明、受人 \_\_\_\_\_、面積6,888㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積16,740㎡、申請地 芸濃町楠原大坪\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積42㎡ 外2筆で合計292㎡になります。

これにつきましては、受人は労働力不足の渡人から申請地を譲り受け営農を

拡大しようとするものです。

番号3、地区 長野、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、面積はいずれも25,844㎡です。申請地 美里町南長野三園興\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積3,055㎡ 外3筆で合計10,315㎡になります。

これにつきましては、受人は高齢化に伴う労働力不足の渡人から申請地を譲り受け、新規に営農を開始しようとするものです。

番号4、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、面積7,700.80㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積6,251.92㎡、申請地 安濃町内多皆廣\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積2,106㎡ 外1筆で合計5,164㎡になります。

これにつきましては、受人は労働力不足の渡人から申請地を譲り受け営農を拡大しようとするものです。

以上件数は4件、合計面積は16,053㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。各担当委員に説明をお願いしてください。

地元委員さん、それでは1番からお願いいたします。安東。

太田委員 2番 太田です。受人と渡人は兄弟の関係にありまして、とくに問題はございませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 はい。2番 明。

杉谷委員 15番 杉谷です。事務局の説明とおりでありまして、譲渡人は体の健康状態があまり良くないようでございます。地元の委員としてはなんら異議がないように思います。よろしく許可のほどお願いします。

議 長 はい。3番 長野。

中川委員 20番 中川です。譲渡人と受人は親子でありまして、なんら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 はい。4番 安濃。

中林委員 22番 中林です。4番 安濃の件でございますが、これも理由どおりでございます。許可することになんら問題はございません。

議 長 はい。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。  
次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは14ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。  
番号1、地区 片田、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 片田久保町文開 \_\_\_\_\_番、台帳地目田、現況地目山林、面積885㎡で 外1筆で合計1,387㎡です。  
これにつきましては、昭和54年から転作目的で植林し現在に至るもので、始末書の提出がありますので追認しようとするものです。  
番号2、地区 長野、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美里町平木松ケ久保 \_\_\_\_\_番、台帳地目田、現況地目山林、面積586㎡。  
これにつきましては、昭和63年3月ごろ周囲が山林で日当たりが悪かったため植林したもので、始末書の提出がありますので追認しようとするものです。  
以上件数は2件、合計面積は1,973㎡でございます。  
いずれの案件も農地区分は第2種農地と判断され、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。  
1番 片田。

森委員 3番 森でございます。本案件につきましては、4月15日に守山会長、部会長、事務局の職員と現地確認をしております。したがって、ただいまの事務局の説明どおりでありますので、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 2番 長野。

中川委員 20番 中川です。事務局の説明のとおりですので、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 はい。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい。ありがとうございます。  
それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定を

いたします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局

15ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

1番 大里地区の案件からご説明させていただきます。

番号1、地区 大里、受人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 大里窪田町平林\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積293㎡です。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、次にあります番号2の区域内で、太陽光発電設備用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、受人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、申請地 大里窪田町平林番、台帳地目・現況地目とも畑、面積79㎡外4筆で合計1,204㎡になります。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 黒田、受人 \_\_\_\_\_ 外2名、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町三行大門\_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目雑種地、面積9.91㎡外5筆で合計775.92㎡です。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、中古車販売のための駐車場及び倉庫用地とするものです。なお、申請地は、昭和45年1月ごろから建設業者の資材置き場として利用されており、始末書の提出がありますことから追認をしようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 棕本、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本中野\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積394㎡です。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、自家用車駐車場及び建築業用資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は4件、合計面積は2,666.91㎡になります。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

1番、2番は私の地元大里でございます。先日、会長ならびに事務局等と行きまして、地元確認をさせていただきました。いけない点は注意をしまして、きちんとしますということでございますのでよろしくお願いいたします。

3番 黒田。

前田委員	14番 前田です。 地元の喜多委員と現場を共にしましたが、問題はございません。
議 長	はい。それでは4番 棕本。
田中委員	16番田中です。地元委員などと現地確認に行っていました。畑の場所は住宅地内にあり、渡人の方も入院し、耕作ができないということでした。地元委員さんからよろしく報告してくださいということでございました。よろしくお願ひいたします。
議 長	はい。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定をたします。 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	それでは16ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区 高宮、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____ 外2名、申請地 美里町五百野八反垣内 _____ 番、台帳地目・現況地目とも田、面積74㎡外4筆で合計1,297㎡になります。 これにつきましては、借り人は貸し人と賃貸借契約を締結し、店舗用地として使用するものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 なお、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	はい。地元委員さんのご意見を伺います。
中川委員	20番 中川です。4月15日に守山会長さん伊藤部会長さん、それから支所の職員と現地調査をいたしました。今事務局のほうから説明があったように何ら問題がないように思います。よろしくご審議のほどをお願いいたします。
議 長	皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>



議長 はい。ありがとうございます。  
それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定をいたします。  
次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、17ページをお願いいたします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借でございます。  
番号1、地区 櫛形、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 分部久保番、台帳地目・現況地目とも田、面積301㎡です。  
これにつきましては、社宅住まいをしている借り人が、貸し人と使用貸借契約を締結し、申請地に農家分家の一般個人住宅を建築しようとするものです。  
農地区分は、第1種農地と判断されます。  
番号2、地区 椋本、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本追上\_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目一部宅地、面積251㎡外1筆で合計261㎡。  
これにつきましては、借り人が、貸し人と使用貸借契約を締結し、申請地に一般個人住宅を建築しようとするものです。  
なお、昭和58年から、貸し人において申請地の一部を車庫及び駐車場用地として使用しており、始末書の提出がありますので、追認しようとするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。  
番号3、地区 椋本、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本山中\_\_\_\_\_番、台帳地目田、現況地目雑種地、面積518㎡外1筆で合計546㎡です。  
これにつきましては、借り人の結婚に伴い、貸し人と使用貸借契約を締結し申請地に一般個人住宅を建築するものです。  
平成13年12月ごろ、埋め立て造成しておりますことから始末書の提出がありますので、追認しようとするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。  
番号4、地区 安濃、借人 \_\_\_\_\_ 外1名、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町内多下川原\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積337㎡外2筆で合計706㎡。  
これにつきましては、アパート住まいをしている借り人が、貸し人と使用貸借契約を締結し、申請地に一般個人用住宅を建築し、一部を進入路として使用するものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。  
以上件数は4件、合計面積は1,814㎡でございます。  
いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 はい。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

1番 櫛形。

森委員 森でございます。本案件につきましては、借り人、貸し人は親子関係でございます。4月15日現地の委員さんとともに現地を確認いたしました。事務局の説明のとおり問題のないものと考えております。

議長 2番、3番 椋本。

田中委員 16番田中です。2番、3番ですが、いずれも住宅地内にある畑でございます。地元の委員さんからよろしく報告をしてください、ということでございました。よろしく願いいたします。

議長 4番 安濃。

中林委員 22番 中林です。4番 安濃の住宅用地でございますが、去る15日に私ども、地元委員4名と事務局で現地調査いたしました。専用住宅でございますので、本来であれば500㎡ということでございますが、住宅を建てるところは奥地にありまして、それへ行くための進入路が入ってくる関係で、706㎡になり、少し一般規定より面積が多くなっておりましたが、やむを得ないということで、農業委員の意見は一致いたしております。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定をいたします。  
次に議案第6号、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは18ページをお願いいたします。  
議案第6号 非農地証明願について、でございます。  
番号1、地区 豊津、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町影重浜新田  
\_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積121㎡ 外1筆で合計  
788㎡。

これにつきましては、\_\_\_\_\_株式会社の倉庫として、昭和62年5月23日新築の不動産登記がなされておりますことから、20年が経過していると確認されます。

津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により建物若しくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。

1番 豊津。

丹羽委員 13番 丹羽ですけれども、62年から登記がなされているということで現存しております。一応、始末書も出ているということで追認をしたいと。

議長 はい。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第6号については、証明することに決定をいたします。

次に別冊でお配りしました議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をご覧くださいますようお願いいたします。表紙を1枚めくっていただきたいと思えます。

まず、各地区別に、一番下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転合わせ134,992㎡で、畑の賃貸借と使用貸借合わせ3,669㎡で、契約件数は48件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ28,870㎡で、契約件数は10件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ144,745㎡で、畑の賃貸借2,079㎡で、契約件数は34件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ55,541㎡で、畑の賃貸借と使用貸借合わせ3,445㎡で、契約件数は19件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ10,908㎡で、契約件数は5件でございます。

香良洲地区につきましては、今回、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせまして375,056㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて9,193㎡で、合計契約件数は116件、合計面積は384,249㎡となっております。

次に認定農業者への集積の状況でございます。契約件数につきましては60件です。合計面積につきましても236,883㎡です。

地区別の認定農業者への集積につきましては、津地区23件、河芸地区2件、安濃地区26件、芸濃地区9件でございます。

なお、内訳につきましては、次のページからの計画の概要のとおりでございます。

本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。この件につきまして、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、議案第7号、農業経営基盤強化促進法18条の規定による農用地利用集積計画の決定について適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。  
以上で第4回第1農地部会を終了いたします。

午前10時40分

上記は、第4回第1農地部会の議事を録したものである。

平成25年 4月19日

議 長

出席委員

出席委員